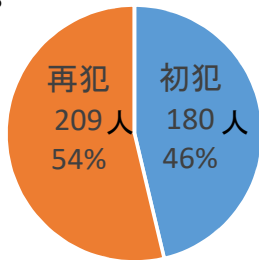


秋田市再犯防止推進計画の概要

1-1 計画策定の趣旨

- 全国の刑法犯検挙人員に占める再犯率は上昇しており、国・県の40%台後半と比べ、本市は54%と高い。
- 再犯の防止等の推進に関する法律が施行され、国が策定した再犯防止推進計画を勘案して、地方公共団体も推進計画を策定することが努力義務化されたことから、本市も計画を策定する。



秋田市の再犯者の状況 [平成30年]
(法務省矯正局提供データを基に秋田市作成)

1-2 計画策定の目的

本計画に基づき適切な再犯防止策を講じることで、犯罪をした者等が各種支援策を幅広く活用できる機会を増加させ、再犯防止を推進する。

1-3 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条に基づく市計画

1-4 計画の対象者

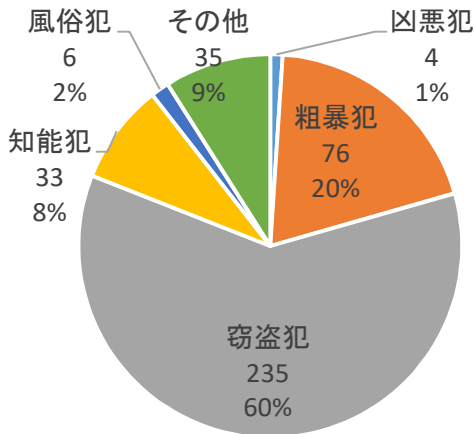
起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者、非行少年もしくは非行少年だった者

1-5 計画期間

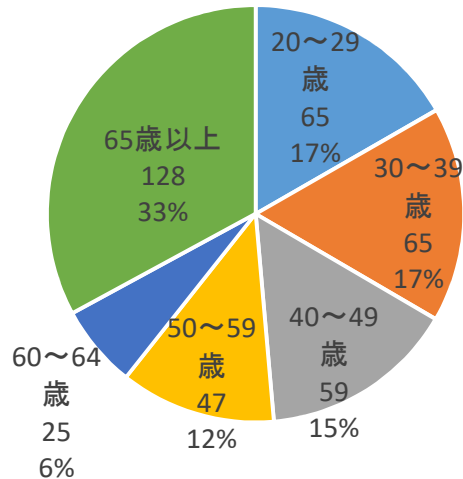
令和3年度～令和5年度（3年間）

秋田市における検挙人員の状況 [平成30年] (単位：人)

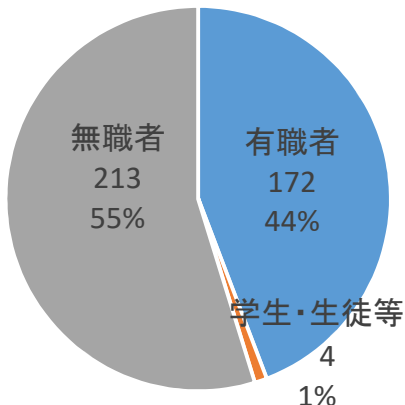
○罪種別



○年齢別



○犯罪時の職業別検挙人員



検挙人員全389人のうち、窃盗犯が235人と最も多く、6割となっている。また、65歳以上が128人と最も多く全体の3分の1となっているほか、無職者が213人と過半数となっている。

(法務省矯正局提供データを基に秋田市作成)

- 注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず前科又は前歴を有する者をいう。
- 2 犯罪時年齢が20歳以上のものを計上している。

※裏面に続く

2-1 取組の内容

重点課題1 就労と住居の確保による支援

(1) 就労の確保

【現状と課題】

協力雇用主に対する契約の優遇措置を講じているが、前科等により就職が進まない、就職しても離職する状況

【取組】

- ① 保護観察対象者の雇用
- ② 協力雇用主に対する入札参加資格審査での優遇措置
- ③ 協力雇用主に対する総合評価落札方式での優遇措置
- ④ 雇用促進、労働相談
- ⑤ 生活困窮者等就職困難者への就労支援

(2) 住居の確保

【現状と課題】

更生保護施設が整備されているが、帰宅できない者が増加傾向

【取組】

- ① 市営住宅への公平な入居機会の確保
- ② セーフティネット住宅の登録促進
- ③ 住居確保給付金の支給

重点課題2 保健医療・福祉サービスの提供による支援

(1) 高齢者や障がい者等への支援

【現状と課題】

犯罪の有無に関わらず福祉サービスを提供しているが、本人が入所を希望しないことなどにより、適切なサービスにつなげていない状況

【取組】

- ① 福祉保健サービスの提供
- ② 精神保健福祉に関する相談
- ③ 地域福祉計画との整合

(2) 薬物依存者への支援

【現状と課題】

薬物乱用防止教室等に取り組んでいるが、継続的な支援が必要

【取組】

- ① 薬物乱用防止教育
- ② 精神保健福祉に関する相談※再掲

重点課題3 学校等と連携した修学支援と非行防止等の推進

(1) 修学支援

【現状と課題】

悩み支援、学習支援等を実施しているが、継続的な学びや進学・復学支援が不十分

【取組】

- ① スクールカウンセラーの配置
- ② 広域カウンセラーの派遣
- ③ 心のふれあい相談会

(2) 非行防止

【現状と課題】

少年の健全育成や非行防止、いじめ防止等に取り組んでいるが、学校や地域での継続的な非行の未然防止が必要

【取組】

- ① 少年の健全育成および非行防止
- ② いじめ防止
- ③ 薬物乱用防止教育 ※再掲
- ④ スクールカウンセラーの配置 ※再掲
- ⑤ 広域カウンセラーの派遣 ※再掲
- ⑥ 心のふれあい相談会 ※再掲

重点課題4 民間協力者等の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者等の活動促進

【現状と課題】

民間協力者等へ支援しているが、保護司等の高齢化やボランティア等の担い手が減少傾向

【取組】

- ① 更生支援に関する相談・取次ぎ等
- ② 地域や警察機関等と連携した防犯活動
- ③ 保護司会等の活動支援
- ④ 子どもの安全対策

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯防止に関する広報・啓発活動に努めているものの、市民への理解や関心を十分に深めたり、犯罪被害者等への支援が必要

【取組】

- ① 社会を明るくする運動への支援
- ② 犯罪被害者等への支援